

行方不明の心配のある方々のための 事前登録制度

を利用しませんか

高齢化が進む現代社会で、増加している認知症。

外出したまま家に戻れず行方不明となるなど、身近な問題となっています。

福智町では認知症などにより行方不明になった場合の早期発見・保護を目指し、

より地域や公共機関の支援を得やすくするための事前登録制度を実施し

ています。本人と家族の安心・安全のためこの制度を利用してみませんか。



「事前登録」
制度って？

1

登録した方の情報を共有します

対象となる人は？

町内在住で、行方不明の心配のある方々（※住民票の有無は問いません）が対象で、対象となる人の情報を事前に申請登録します。

登録する情報は？

対象となる人の写真、身体的特徴、以前からよく通っていた場所、緊急連絡先などの情報を申請書に記入し、登録します。登録された情報は大切に保護され、この制度のためだけに使われます。

登録に必要な物は？

登録の対象となる本人の写真が必要です。

親族以外の方による申請もできますが、委任状が必要です。

写真は3カ月以内に撮影した、正面から無帽で顔を大きく映したものと、全身写真（各1枚）



制度の
メリットは？

2

緊急時に支援が得やすくなります

緊急時は情報を素早く共有

問題発生時に警察・役場など関係機関に情報提供を行い、警察が捜索する際により迅速な発見・保護につなげることができます。



家族への連絡がスムーズに

緊急連絡先を事前に伝えておくことで、保護された際すぐに家族へ連絡することができ、もしもの時にも安心です。



お申込は

「福智町役場 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係」まで

場所／福智町金田937番地2

☎ 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係 ☎ 0947-22-7762

